

やまがた女性活躍リーディング企業認定制度実施要綱

(目的)

第1条 県内企業における女性活躍に向けた機運を高めるため、女性管理職登用に積極的に取り組んでいる企業を認定することで、県内企業の自主的な取り組みを促進することを目的とする。

(認定要件及び認定)

第2条 「やまがたスマイル企業認定制度実施要綱」に基づき、当該要綱別紙の認定基準5(1)を満たし「ダイヤモンドスマイル企業」の認定を受けているもののうち、次に掲げる要件をすべて満たすものを「やまがた女性活躍リーディング企業」として認定する。

- (1) 管理職に占める女性の割合が25%以上であること（ただし、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第8条第1項第1号イ(4)」に定める「産業ごとの管理職に占める女性労働者の割合の平均値」が25%を超えている産業分類に該当する業種の場合、当該平均値以上であること）
- (2) 従業員数が21名以上であること
- (3) 女性管理職が2名以上であること

(認定の取消し)

第3条 「ダイヤモンドスマイル企業」の認定が取消しとなったときは、認定を取り消す場合がある。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日以前に「ダイヤモンドスマイル企業」の認定を受けたものについても、この要綱の規定を適用する。